



(A面)

日本国税関
税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船舶)名		出 発 地	
入 国 日	年	月	日
氏 名	フリガナ		
現 住 所 (日本での 滞 在 先)			
電 話	()	
職 業			
生年月日	年	月	日
旅券番号			
同伴家族	20歳以上	名	6歳以上20歳未満
		名	6歳未満
		名	

※ 以下の質問について、該当する口に“✓”でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか？

	はい	いいえ
① 日本への持込みが禁止又は制限されているもの(B面を参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 免税範囲(B面を参照)を超える購入品・お土産品・贈答品など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 商業貨物・商品サンプル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 他人から預かったもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

*上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

2. 100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか？

	はい	いいえ
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

*「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか？

<input type="checkbox"/>	はい	(個)	<input type="checkbox"/>	いいえ
--------------------------	----	---	---	---	--------------------------	-----

*「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記載したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。(入国後6か月以内に輸入するものに限る。)
税関の確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

《注意事項》
海外で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為があると、処罰されることがありますので注意してください。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署 名

(B面)

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。(A面の1.及び3.ですべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。)

(注)「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限る。1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。
また、別送した荷物の詳細についても記入不要です。

酒 類	本	*税関記入欄
たばこ	紙 巻	本
	葉 巻	本
	その他	グラム
香 水		オンス
その他の品名	数 量	価 格
*税関記入欄		円

- ◎ 日本への持込みが禁止されているもの
- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、MDMAなど
 - ② けん銃等の銃砲、これらの銃砲弾やけん銃部品
 - ③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など
 - ④ 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットカードなどの偽造品など
 - ⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
 - ⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

- ◎ 日本への持込みが制限されているもの
- ① 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
 - ② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ワ・ベ・リカメ・象牙・じゃ香・サテンなど)
 - ③ 事前に検査確認が必要な生きた動植物、肉製品(ソーシ・ジャッキー類を含む。)、野菜、果物、米など
*事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

- ◎ 免税範囲 (乗組員を除く)
- ・ 酒類3本(760ml/本)
 - ・ 紙巻たばこ。外国製及び日本製各200本
(非居住者の方の場合は、それぞれ2倍となります。)
*20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
 - ・ 香水2オンス(1オンスは約28ml)
 - ・ 海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物
(入国者の個人的使用に供するものに限る。)
*海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。
*1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
*6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。

日本に入国(帰国)されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税関に提出していただく必要があります。